



税の納め忘れありませんか！ 11月・12月は県下一斉徴収強化月間

美波町及び徳島県では、11月・12月を徴収強化月間とし、この期間中に税の未納がある方に対して、催告を行います。催告をしても納付していただけない滞納者に対して、財産の差し押さえなど滞納処分を行います。納付できない特別な事情がある方は必ずご相談ください。

【お問い合わせ】 役場税務課 ☎ 77 - 3615



林業退職金共済制度（林退共）について

林退共は昭和 57 年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

○掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

○掛金はの一部を国が免除します。○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【事業主の皆さまへ】

共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。詳しいことは、最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部

〒 170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル

☎ 03 - 6731 - 2889 FAX03 - 6731 - 2890

ホームページでもご案内しております。 <http://www.rintaikyō.taisyōkūkin.go.jp/>

1月 まちの相談カレンダー

5日	火	女性のための生き方 なんでも相談	(13:00 ~ 17:00)	予約時にお伝えします
7日	木	心配ごと相談	(9:00 ~ 12:00)	保健センター(社協事務局)
8日	金	女性のための生き方 なんでも相談	(13:00 ~ 16:00)	予約時にお伝えします
12日	火	人権相談	(10:00 ~ 12:00)	日和佐隣保館
		女性のための生き方 なんでも相談	(13:00 ~ 17:00)	予約時にお伝えします
13日	水	行政相談	(13:00 ~ 15:00)	由岐公民館
14日	木	行政相談 介護相談	(9:00 ~ 12:00)	保健センター(会議室)
19日	火	女性のための生き方 なんでも相談	(13:00 ~ 17:00)	予約時にお伝えします
21日	木	心配ごと相談	(9:00 ~ 12:00)	日和佐隣保館
22日	金	女性のための生き方 なんでも相談	(13:00 ~ 16:00)	予約時にお伝えします
26日	火	女性のための生き方 なんでも相談	(13:00 ~ 17:00)	予約時にお伝えします
28日	木	心配ごと相談	(9:00 ~ 12:00)	保健センター(社協事務局)

女性のための生き方なんでも相談は、事前予約が必要です。

【連絡先】

なんでも相談予約電話

☎ 0884-22-0361

【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業です

美波町社会福祉協議会事務局は心配ごと相談を随時受付しております

【連絡先】

美波町社会福祉協議会

/ ☎ 77-0342

由岐支所 / ☎ 78-1792

【受付日】

月～金 8:30 ~ 17:00

(土・日・祝祭日は休み)